

## 第1章 学校における食育の推進の必要性

### 第1節 児童生徒の食生活を取り巻く状況等

食は人間が生きていく上で欠かすことのできない大切なものであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものです。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

しかし、我が国では、急速な経済発展に伴い、生活水準が向上、食を取り巻く社会環境が大きく変化した中で、食に関する国民の価値観やライフスタイル等の多様化が進んでいます。

このような中、国民の意識の変化とともに、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。

国民の食生活においては、エネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られ、近年、朝食を欠食する児童生徒の割合も横ばい傾向となっています。これらに起因する肥満や生活習慣病は引き続き課題である一方で、若い女性のやせ傾向等の健康面での問題も指摘されており、引き続きこれらの課題の改善に向けた取組が必要です。

特に、子供に食生活の乱れや健康に関して懸念される事項、例えば、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ、肥満や過度のやせ、アレルギー等の疾患への対応などが見られ、増加しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されています。成長期にある子供にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要です。子供のころに身に付いた食習慣を大人になって改めることは、容易ではありません。このため、成長期にある子供への食育は、生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うことを目的としています。

また、古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化等、国民の食文化に関する意識が希薄化し、失われていくことも危惧されています。このため、食を通じて地域等を理解することや失われつつある食文化の継承を図ることが重要です。食は、それぞれの国や地域の風土及び伝統に根ざした文化的な営みであり、失われつつある食文化の継承や地域の産物の理解の上でも大きな意義を有するとともに、団らんなどを通じて社会性を身に付けるという効果も期待できます。

さらに、食については、情報が社会に氾濫し、情報の受け手である国民が、食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられます。食品の安全性に関わる国内外の事案の発生により、食品の安全性に対する国民の関心は引き続き高く、国民による情報の適切な選別、活用が促進されるようにしていく必要性が高まっています。

子供たちには、栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく、いわば食の自己管理能力が必要となっています。特に、食品の品質や安全性についても、正しい知識・情報に基づいて自ら判断できる能力が必要となってきています。

加えて、我が国は食料を海外に大きく依存しており、食料自給率及び我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力である食料自給力の維持向上が急務となっています。一方で、開発途上国を中心に多くの人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる中で、我が国は大量の食品廃棄物を発生させ、環境への大きな負荷を生じさせており、食料問題を世界全体の問題としても捉えていくことが求められています。食は、他の動物や植物の命(自然の恵み)によって自らの命を維持し心身を育むもの、勤労の成果によるものであることから、子供たちが食品ロスの視点を持ち、命の大切さや食への感謝の気持ちを養うことが大切です。

食に関する問題は、言うまでもなく家庭が中心となって担うものです。家族一緒の食事は、家庭教育の第一歩であるとともに、大切な家族のコミュニケーションやしつけの場でもあります。他方、核家族化の進展、共働きの増加などの社会環境の変化や、外食や調理済み食品の利用の増加などの食品流通の変化等を背景として、食生活の在り様も大きく変化しつつあり、保護者が子供の食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきていることも現実です。

このような状況を踏まえると、子供に対する食育については、家庭を中心としつつ学校においても積極的に取り組んでいくことが重要です。今後も、栄養教諭が中核となり食育推進体制を確立し、学校・家庭・地域が連携して、次代を担う子供の食環境の改善に努めることが必要です。

また、子供に望ましい食習慣を身に付けさせることは、次の世代の親への教育であるという視点も忘れてはなりません。

## 第2節 食育基本法の施行及び食育推進基本計画の推進

### 1 食育基本法の施行

食育の基本理念と方向性を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、食育基本法（平成17年法律第63号）が平成17年6月17日に成立し、同年7月15日に施行されました。

本法律の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である」、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」、「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである」と規定し、特に子供に対する食育を重視しています。

また、子供の食育における教育関係者の役割として、「子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない」（第5条）、食に関する体験活動と食育推進活動の実践として、「食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない」（第6条）、教育関係者の責務として、「教育並びに保育…に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体…は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする」（第11条第1項）と規定し、子供に対する食育の推進のために教育関係者の取組を強く期待しています。

### 2 食育推進基本計画の推進

食育基本法に基づいて、国の食育推進会議では、これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、5年おきに食育推進基本計画を作成しており、第3次食育推進基本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を期間とし、平成28年3月に作成しました。

#### (1) 重点課題＜平成28年度から平成32年度＞

本計画において、この5年間に特に取り組むべき重点課題は、図1のとおり定められています。なお、重点課題に取り組むに当たっては、子供から高齢者まで、生涯を通じた取組を推進するという視点と国や地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等が主体的かつ多様に連携・協働しながら食育の取組を推進するという視点に十分留意する必要があります。

図1 五つの重点課題

- \* 若い世代を中心とした食育の推進
- \* 多様な暮らしに対応した食育の推進
- \* 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- \* 食の循環や環境を意識した食育の推進
- \* 食文化の継承に向けた食育の推進

## (2) 食育推進に当たっての目標

食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体を始め、多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して連携・協働して取り組むことが有効です。また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的で具体的な目標値により把握できるようにすることが必要です。

このため、基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進しています。

図2 食育推進に当たっての目標（下線は主として学校教育が担うもの）

- (1) 食育に関心を持っている国民を増やす
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
- (3) 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- (4) 朝食を欠食する国民を減らす
- (5) 中学校における学校給食の実施率を上げる
- (6) 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす
- (7) 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- (8) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす
- (9) ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす
- (10) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- (11) 農林漁業体験を経験した国民を増やす
- (12) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- (13) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- (14) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす
- (15) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

本計画において、子供に対する食育の推進の目標に関する事項として、朝食を欠食する子供（小学校6年生のうち「朝食を毎日食べているか」という問いに対して「あまりしていない」「全くしていない」と回答した者）の割合を平成27年度の4.4%から平成32年度



までに0%を目指すこと、学校給食において地場産物及び国産食材を使用する割合（食材数ベース）を平成26年度の全国平均26.9%と77.3%から平成32年度までにそれぞれ30%と80%以上を目指すことを掲げています。

また、学校給食を通じて、より効果的に食育を推進することを目指し、公立中学校における学校給食の実施率について、平成26年度に87.5%となっている割合を、平成32年度までに90%以上とすることが新たな指標として掲げられました。尚、この実施率の割合は、平成28年に90.2%になり目標を達成しています。

### 3 第3次食育推進基本計画における学校で取り組むべき施策

学校において、魅力ある食育推進活動を行い、子供の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、国が取り組むとともに、地方公共団体等が推進に努める施策として、(1)食に関する指導の充実、(2)学校給食の充実、(3)食育を通じた健康状態の改善等の推進を第3次食育推進基本計画の中で掲げています。これらの概要は以下のとおりです。

#### (1) 食に関する指導の充実

小学校、中学校学習指導要領には、食育の推進を踏まえ、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進することが示されています。また、特別支援学校小・中学部学習指導要領には小学校、中学校学習指導要領に示されたことに加えて、自立活動や知的障害者である児童生徒に対する教育についても示されています。さらに、幼稚園教育要領、特別支援学校幼稚部教育要領や高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領にも食育の推進に関する内容が示されています。

栄養教諭制度は、食に関する指導のために創設されたものであり、栄養教諭は学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担い、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教師です。全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど配置の促進に努めることとされています。

学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食に関する指導の目標や具体的な取組についての共通理解をもつことが必要です。このため、校長や他の教職員への研修の充実等、全教職員が連携・協働した食に関する指導体制を充実し、教材の作成等の取組を促進することとされています。また、食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協働による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進することとされています。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、学校教育を始めとする様々な機会を活用して、子供に対する農林漁業体験や食品の調理に関する体験等の機会を提供することとされています。加えて、効果的な食育の推進を図るために、各地域において、校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核として、学校、家庭、地域等が連携・協働した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及することとされています。

## (2) 学校給食の充実

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、中学校の給食を拡充させるとともに、十分な給食の時間の確保や指導内容及び、各教科等の食に関する指導と関連付け、教材として活用がされるよう献立内容の充実を図るとされています。

また、市区町村が中心となり、生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制を構築することで、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることを、児童生徒に理解させ、感謝の心を育むことが求められています。さらに、引き続き米飯給食を着実に実施するとともに、児童生徒が多様な食に触れる機会にも配慮することとされています。そのために、地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める学校給食の普及・定着等の取組を推進するとともに、学校給食の一層の充実を図るため、関係各省と連携しながら、全国学校給食週間に係る取組の充実を図るとされています。

なお、学校給食を実施していない学校においても、児童生徒が健康の大切さを実感し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活が営めるよう、食育の観点も踏まえて望ましい食習慣の形成の指導を行う必要があります。

## (3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等と連携して、保護者の理解と協力の下に、児童生徒への指導において、肥満ややせが心身の健康に及ぼす影響等、健康状態の改善等に必要な知識の普及を図るとともに、食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子供に対しての個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進することとされています。

**第3節 学校給食法について**

学校給食法（昭和29年法律第160号）は、昭和29年に制定され、学校給食の根拠法としてその時々状況に応じ、学校給食を制度的に支えてきました。平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するためには学校全体としての取組を進めるための方策について」を受け、平成20年6月に大幅に改正されました（平成21年4月1日施行）。

学校給食法の第1条（法律の目的）に、「学校における食育の推進」が規定されました。第2条（学校給食の目標）は、食育の観点を踏まえ、新たに目標を加え、七つに整理・充実されました。この目標の整理・充実により、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進するという趣旨がより明確になりました。これは、「教育基本法」（平成18年12月改正）第2条の“教育の目標”や「学校教育法」（平成19年6月改正）第21条の“義務教育の目標”を踏まえたものとなっています。

また、第10条では、栄養教諭は「学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする」とし、その果たすべき役割を明確にするとともに、栄養教諭が食に関する実践的な指導を行う場合は、地場産物の活用等の創意工夫を行うことや、校長が「食に関する指導の全体的な計画」を作成することが規定されました。

さらに、学校給食法の第8条では、文部科学大臣が、学校給食に関して維持されることが望ましい基準として「学校給食実施基準」を定めるとともに、設置者がこの基準に照らして適切な学校給食を実施するように努めることが規定されました。また、第9条では、文部科学大臣が学校給食の適切な衛生管理を図る上で維持されることが望ましい基準として「学校給食衛生管理基準」を定めるとともに、設置者がこの基準に照らして適切な衛生管理に努めることが規定されました。

## 第4節 学習指導要領の改訂

### 1 中央教育審議会の提言

中央教育審議会では、平成28年12月の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」（以下「答申」という。）の中で、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の中の「健康・安全・食に関する資質・能力」として食に関する資質・能力の考え方が示されました。

現代的な諸課題に対応して、子供の姿や地域の実情を踏まえつつ、以下のような力を育んでいくことが「答申、別紙4」に記載されています。

#### 健康・安全・食に関わる資質・能力（答申 別紙4）

○ 健康・安全・食に関する資質・能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理すると、以下のようになると考えられる。

（知識・技能）

様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

（思考力・判断力・表現力等）

自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

（学びに向かう力・人間性等）

健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

### 2 学習指導要領における食育の位置付け及び幼児教育における食に関する指導

学校における食に関する指導は、従来給食の時間や関連教科などにおいて、食生活と心身の発育・発達などの内容に関しての指導が行われてきていますが、食育の推進が大きな国民的課題となり、平成20年に告示された小学校、中学校の学習指導要領総則及び平成21年に告示された高等学校、特別支援学校の学習指導要領総則に「学校における食育の推進」が初めて位置付けられました。また、平成20年に告示された幼稚園教育要領においても、食育に関する内容が充実されました。そして、答申も踏まえ、平成29年に告示された小学校、中学校、特別支援学校小・中学部の学習指導要領総則、平成30年に告示された高等学校の学習指導要領総則及び平成31年に告示された特別支援学校高等部学習指導要領総則に、「学校における食育の推進」がこれまで以上に明確に位置付けられ、小学校、中学校では、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等が加えられました。



**(1) 学校における体育・健康に関する指導**

## 第1章 総則 第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割

2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童(生徒)の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科<、外国語活動>及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

< >内は小学校のみの記載。（ ）内は中学校において記載。

総則では、学校における食育の推進が位置付けられており、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体として取り組むことが必要であることを強調しています。

現在、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満・やせや生活習慣病等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化しています。

こうした課題に適切に対応するため、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならないとしています。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的であるとしています。食に関する指導に当たっては、給食の時間を中心としながら、体育科（保健体育科）における望ましい生活習慣の育成や、家庭科（技術・家庭科）における食生活に関する指導、特別活動における学級活動はもとより各教科、道徳科<、外国語活動>及び総合的な学習の時間での指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要であるとしています。

**(2) 教育課程の編成及び実施**

## 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、

各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

これは、教育課程の編成及び実施に当たり、法令等の定めにより学校が策定すべき各分野の全体計画等と関連付けて、当該全体計画等に示す教育活動が効果的に実施されるようにすることを示しています。各学校は、法令等の定めにより、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等を策定することとされています。これらの全体計画等には、児童生徒への指導に関する事項や学校運営に関する事項を位置付けることとなります。そのため、教育課程の編成及び実施に当たっては、これらの全体計画等との関連付けを十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実が図られ、より効果的な指導を実現することにつながります。

### (3) 食育とカリキュラム・マネジメント

「カリキュラム・マネジメント」とは教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。学習指導要領に基づき、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくことが求められています。

育成を目指す資質・能力を育てていくためには、学習指導要領に基づき、各学校が教育課程を組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子供たちの姿を踏まえながら改善を図ることが求められます。こうした「カリキュラム・マネジメント」は、学習指導要領解説総則編で以下の三つの側面から整理して示されています。

- 児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

食に関する内容は教科等横断的な視点に立った学習が求められます。そのため、食に関する指導の全体計画を作成する段階では、地域の実情や子供たちの姿を踏まえ、各教科等や学級活動の関連を明らかにします。その上で、各教科等の具体的内容を関連付けながら効果的な年間指導計画などについて校内研修等を通じて研究していくことが重要です。

そして、食に関する内容について給食の時間を含む必要な教育内容を意図的に配列した教育課程を全教職員で組織的に実施できる体制を構築し、PDCA サイクルに基づき進めていくことが必要となります。

### (4) 幼児教育における食に関する指導

幼児期には、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心を通じて自ら進んで食べようとする気持ちが育つようにすることが大切であり、これらのことが小学校以降の食育の充実につながります。

## ①幼稚園

幼稚園教育要領では、心身の健康に関する領域「健康」において「先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ」ことが指導する内容とされています。また、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項として、「健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切に気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること」とされています。

## ②幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」又は心身の健康に関する領域「健康」において、乳児期は「個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ」、満1歳以上満3歳未満の園児は「様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ」、満3歳以上の園児は「保育教諭等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ」ことが内容とされています。また、「第3章健康及び安全第3節食育の推進」において、「食育の目標」「食育の基本」「食育の計画」「食育のための環境」「保護者や関係者等との連携した食育の取組」「一人一人の対応」が示され、「全職員が相互に連携し、組織的かつ適切な対応を行うことができるような体制整備や研修を行うことが必要である」とされています。

## ③保育所

保育所保育指針では、食に関する保育の内容として、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」又は心身の健康に関する領域「健康」において、乳児保育では「個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ」、1歳以上3歳未満児の保育では「様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ」、3歳以上児の保育では「保育士等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ」こと等が示されています。また、「食育の推進」において、「食育の目標」「食育の計画」「食に関わる保育環境」「保護者や地域の関係者等との連携及び協同の下での食育の取組」「一人一人の子供の心身の状態に応じた対応等」が示され、保育所の特性を生かした食育は、「子供が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しむあう子供に成長していくことを期待するものであること」とされています。

## (5) 高等学校における体育・健康に関する指導

## 第1章 総則 第1款高等学校教育の基本と教育課程の役割

2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもと



より、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

高等学校の総則でも、学校における食育の推進が位置付けられており、生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体として取り組むことが必要であると強調しています。

高校生を含む若い世代は、食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多く、こうした若い世代が食育に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるように食育を推進することが必要です。

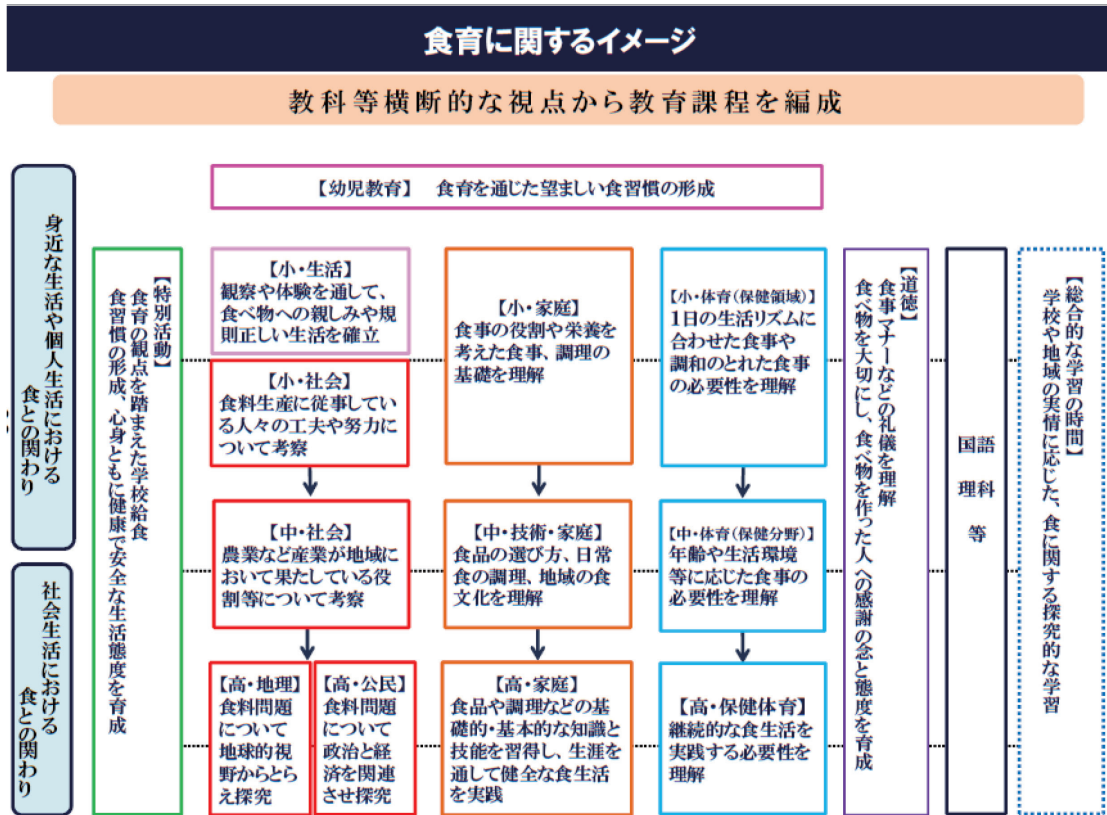
また、厚生労働省の平成27(2015)年「国民健康・栄養調査」においては、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上食べることが「ほとんど毎日」の者の割合は、男女ともに若い世代ほど低い傾向にあることが分かりました。

こうした課題に適切に対応するため、小学校、中学校で学んできた食に関する正しい知識と望ましい食習慣と関連させ、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならないとしています。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的であるとしています。食に関する指導に当たっては、保健体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における生涯にわたって心身の健康を保持増進するための指導はもとより各教科・科目及び総合的な探究の時間での指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要です。その際、教師間の連携に努めるとともに、学校や地域の実情に応じて、その地域の小学校、中学校等に配置されている栄養教諭等の専門性を有する教職員や、地域の有識者等との連携に努めることにも配慮することが大切であるとしています。

幼児教育から高等学校まで、切れ目のない食育を推進していくことで、子供の健康な食習慣、運動習慣の定着を図っていくことが大変重要です。そのために、幼児教育と小学校及び中学校、小学校及び中学校と高等学校の接続を意識し、教科等横断的な視点で教育課程を編成していく必要があります。



図3 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別紙4



## 第5節 栄養教諭について

### 1 栄養教諭制度の創設

児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成17年4月から新たに栄養教諭制度が開始されました。栄養教諭は、管理栄養士又は栄養士の免許を有しており、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教師です。その専門性を十分に発揮し、特に学校給食を生きた教材として有効に活用することなどによって、食に関する指導を充実していくことが期待されています。

### 2 栄養教諭の配置

学校教育法に栄養教諭を置くことができることが明示されています。幼稚園については第27条において、小学校については第37条第2項において規定され、中学校については第49条において、義務教育学校については第49条の8において第37条の規定が準用され、高等学校については第60条において、中等教育学校については第69条第2項において規定され、特別支援学校については第82条において第27条、第37条（第49条において準用する場合を含む。）及び第60条の規定が準用されています。

### 3 栄養教諭の職務

学校教育法に栄養教諭の職務として、「児童の栄養に関する指導及び管理をつかさどる」ことが規定されています。小学校については第37条第13項において規定され、幼稚園については第28条において、中学校については第49条において、義務教育学校については第49条の8において、高等学校については第62条において、中等教育学校については第70条において、特別支援学校については第82条において第37条（第28条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。）の規定が準用されています。

#### 【栄養に関する指導及び管理】

「栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について」  
(平成16年6月30日付け通知)

#### ＜指導＞

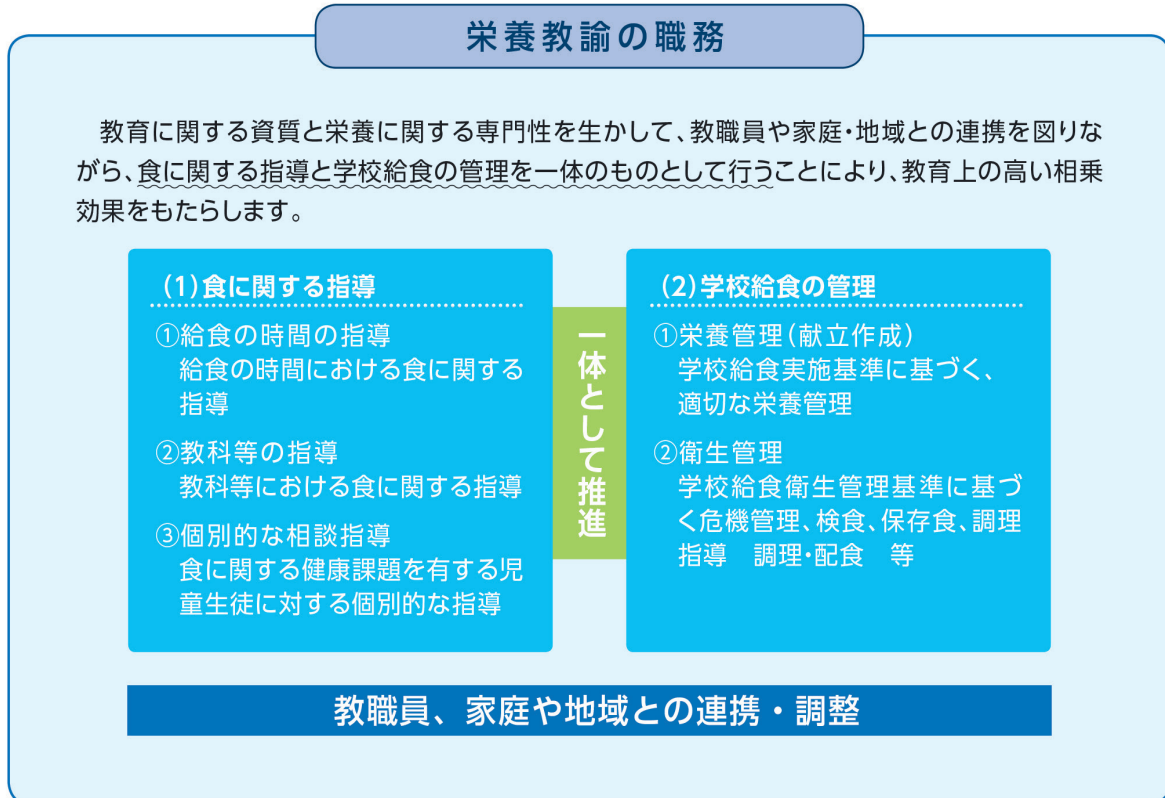
- ①児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導
- ②学級担任、教科担任等と連携して関連教科や特別活動等における食に関する指導
- ③食に関する指導に係る全体的な計画の策定等への参画 など

#### ＜管理＞

- ①学校給食を教材として活用することを前提とした給食管理
- ②児童生徒の栄養状態等の把握
- ③食に関する社会的問題等に関する情報の把握 など

文部科学省が平成29年3月に作成した「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」において、栄養教諭の職務を「食に関する指導」と「学校給食の管理」に分類し、図4のように整理しました。

図4 栄養教諭の職務



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」(文部科学省、平成29年3月)

## 第6節 学校における食育の推進

### 1 食に関する指導の目標

#### 【食に関する指導の目標】

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指します。

(知識・技能)

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

(思考力・判断力・表現力等)

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

(学びに向かう力・人間性等)

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

#### 【食育の視点】

下記の六つは、今まで「食に関する指導の目標」として示してきましたが、「教科等における指導の目標」が曖昧になることがありました。そこで、これらの六つを「食育の視点」とし、食に関する指導がさらに、実践しやすいように再整理します。

◇ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】

◇ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】

◇ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】

◇ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】

◇ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】

◇ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

次に、それぞれの視点を解説し、視点に関わる資質・能力の三つの柱を例示します。

◇ 食事の重要性（食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。）

子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには何よりも食が大切であるという視点である。

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには、健全な食生活や食環境が欠かせないものであり、その営みを大切にすることが重要である。



(知識・技能)

- ・食事は人間が生きていく上で欠かすことのできないものであること、食事には空腹感を満たしたり気持ちを鎮めたりする働きがあること、仲間との食事や食味のよさは心を豊かにすること、朝食をとるなど食事は規則正しくとることが大切であり、心と体を活動できる状態にし、持てる力を十分に発揮できるようになることなど、食事の重要性や食事の喜び、楽しさを理解できるようにする。

(思考力・判断力・表現力等)

- ・食環境と自分の食生活との関わりなどを見つめ、必要な情報を収集し、健康な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定して行動できるようにする。

(学びに向かう力・人間性等)

- ・食事に興味・関心をもち、健全な日常生活の基盤を支えるために、自ら調理して食事の準備をしたり栄養バランスに配慮した食生活を実践したりしようとする態度を養う。

- ◇ 心身の健康（心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。）

生涯にわたって健全な食生活を実現することが、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するという視点である。そのために、望ましい栄養や食事のとり方を理解する必要がある。

また、食事を規則正しく3食とるなど望ましい生活習慣を形成し、食の自己管理能力を身に付けることが、心身の健康にとって重要である。

(知識・技能)

- ・望ましい栄養や食事のとり方とともに、手洗いやよく噛むこと、よい姿勢や和やかな雰囲気づくりは、食事の基本であることを理解し、健全な食生活に必要な技能を身に付ける。
- ・心身の成長や健康の保持増進には、朝食を含む1日3度の栄養バランスのよい食事摂取、適切な運動、休養及び睡眠が必要であることや、様々な食品にはそれぞれ栄養的な特徴があることを理解できるようにする。

(思考力・判断力・表現力等)

- ・1日分の献立をふまえ、栄養のバランスをよくするために、簡単な日常食の調理を考えることができるようにする。
- ・栄養や食事のとり方などについて、正しい知識・情報に基づいて自ら判断できるようにする。

(学びに向かう力・人間性等)

- ・自分の食生活を見つめ直して、主体的によりよい食習慣を形成しようとする態度を養う。

- ◇ 食品を選択する能力（正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。）

正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全等について自ら判断し、食品に含まれる栄養素や衛生に気を付けていくことが重要であるという視点である。

正しい知識・情報とは、食品や料理の名前、形、品質や栄養素及び安全面、衛生面等に関する事項である。それらの情報について関心をもち、得た情報を整理・分析した上で、食品の適切な選択ができる能力が求められている。

(知識・技能)

- ・学校給食にはいろいろな食品が使われていること、日常食べている食品、料理の名前、形、品質や栄養素及び安全面、衛生面等について理解し、これらを踏まえて簡単な調理を行うために必要な技術を身に付ける。

(思考力・判断力・表現力等)

- ・食事の準備や調理、後片付けを行う際に、安全や衛生についてどういった点に気を付けることが必要かを考えることができるようにする。
- ・食品の品質の良否を見分け、食品に含まれる栄養素やその働きを考え、適切な選択ができるようにする。

(学びに向かう力・人間性等)

- ・食品表示など食品の品質や安全性等の情報を進んで得ようとする態度を養う。

◇ 感謝の心（食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。）

人の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていること、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることに対して感謝する心が大切であるという視点である。

人々の生活は昔から動植物などの自然の恩恵に支えられて成り立っていることや生産・流通・消費など食に関わる人々の様々な活動に支えられていることに気づき、環境保全や食品ロスの視点も含めて、感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育むことが求められている。

(知識・技能)

- ・食料の生産は、すべて自然の恩恵の上に成り立っていることを理解できるようにする。
- ・食生活は、生産者を始め多くの人々の苦労や努力に支えられていることや食という行為は、動植物の命を受け継ぐことであることを理解し、食品を無駄なく使って調理するために必要な技能を身に付ける。

(思考力・判断力・表現力等)

- ・自然界の中で動植物と共に生きている自分の存在について考え、食品ロスの視点も含めて環境や資源に配慮した食生活を実践するために何が必要かを考えることができるようにする。

(学びに向かう力・人間性等)

- ・食事のあいさつで、食に関しての感謝の気持ちを表現しようとする態度を養う。

◇ 社会性（食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。）

協力して食事の準備から後片付けをしたり食事のマナーを身に付けたりすることで、人間関係形成能力を身に付けることが大切であるという視点である。

食器の使い方や食事の時の話題選びなどの食事のマナーを身に付けることが、楽しい共食につながることや、一緒に調理したり食事をしたりすることを通してコミュニケーションを図り、心を豊かにすることが大切である。

(知識・技能)

- ・はしの使い方、食器の並べ方、話題の選び方などの食事のマナーを身に付け、協力して食事の準備や後片付けをするために必要な技能を身に付ける。

(思考力・判断力・表現力等)

- ・相手を思いやることや、楽しい食事につながるために何が必要かを考えることができるようにする。

(学びに向かう力・人間性等)

- ・食事が大切なコミュニケーションの場であるということを理解し、コミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
- ・健康で安心な社会づくりに貢献しようとする態度を養う。

◇ 食文化（各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。）

日本の伝統ある優れた食文化や食に関わる歴史、地域の特性を生かした食生活（地場産物の活用）、食料自給率等を理解し尊重しようとする視点である。

地域の特性を生かした食生活や食料自給率を考えることは、地域や日本を知り、大切にすることを育むとともに、他の国々の食文化を理解することにもつながっていく。また、食料の生産はそれぞれの国や地域の気候風土と深く結びついており、それらの特質を理解し継承・発展させていくことが求められている。

(知識・技能)

- ・自分たちの住む地域には、昔から伝わる料理や季節、行事にちなんだ料理があることや、日常の食事は、地域の農林水産物と関連していることを理解できるようにする。
- ・自分たちの食生活は、他の地域や諸外国とも深い関わりがあることを理解できるようにする。

(思考力・判断力・表現力等)

- ・日本の食文化や食に関わる歴史にふれたり、諸外国の食事の様子を知ったりすることで、日本や諸外国の伝統や食文化を大切にするためには、何が必要かを考えることができるようにする。

(学びに向かう力・人間性等)

- ・各地域の伝統や気候風土と深く結び付き、先人によって培われてきた多様な食文化を尊重しようとする態度を養う。

各学校における食に関する指導の目標は、学校教育目標に基づき児童生徒や学校・家庭・地域の実態、国・都道府県・市区町村の食に関する指導の目標や食育推進計画を考慮した

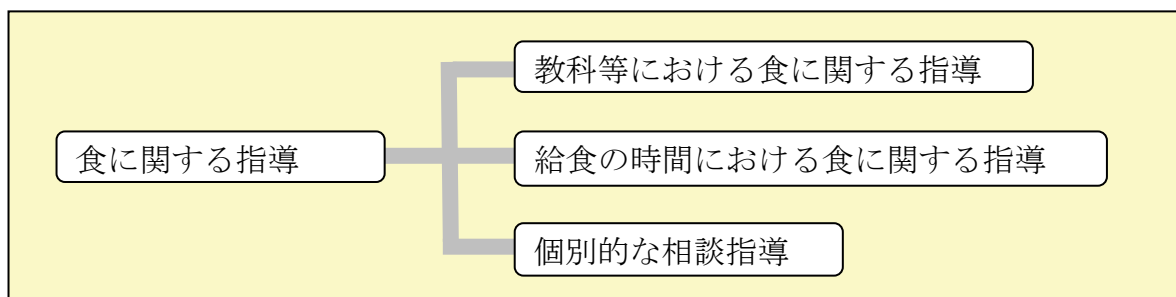
上で独自に設定し、各教科等において指導を行います。その際、「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」の六つの視点に基づいて具体的な目標を設定することが重要です。児童生徒等の実態に応じて軽重を付けることは必要ですが、六つの視点はどれも大切なものですので、それぞれの視点を目標の中に位置付けることが望ましいと考えられます。

## 2 食に関する指導の内容

食に関する指導の内容としては、「各教科等における食に関する指導の展開」、「給食の時間における食に関する指導」、「個別的な相談指導の進め方」の三つに体系化していることから、具体的な目標及び内容については、「第4章 各教科等における食に関する指導」、「第5章 給食の時間における食に関する指導」、「第6章 個別的な相談指導の進め方」において示すこととします。

発達の段階に応じた食に関する指導の目標（例）については、「資料6」のとおり例示しました。

図5





## 資料6

## 学年段階別に整理した資質・能力（例）

学年	①食事の重要性	②心身の健康	③食品を選択する能力	④感謝の心	⑤社会性	⑥食文化	
小学校	低学年	○食べ物に興味・関心をもち、楽しく食事ができる。	○好き嫌いせずに食べることの大切さを考えることができる。 ○正しい手洗いや、良い姿勢でよく噛んで食べることができる。	○衛生面に気を付けて食事の準備や後片付けができる。 ○いろいろな食べ物や料理の名前が分かる。	○動物や植物を食べて生きていることが分かる。 ○食事のあいさつの大切さが分かる。	○正しいはしの使い方や食器の並べ方が分かる。 ○協力して食事の準備や後片付けができる。	○自分の住んでいる身近な土地でとれた食べ物や、季節や行事にちなんだ料理があることが分かる。
	中学年	○日常の食事に興味・関心をもち、楽しく食事することが心身の健康に大切なことが分かる。	○健康に過ごすことを意識して、様々な食べ物を好き嫌いせずに3食規則正しく食べようとする事ができる。	○食品の安全・衛生の大切さが分かる。 ○衛生的に食事の準備や後片付けができる。	○食事が多くの人々の苦労や努力に支えられていることや自然の恩恵の上に成り立っていることが理解できる。 ○資源の有効利用について考える。	○協力したりマナーを考えたりすることが相手思いや楽しい食事につながることを理解し、実践することができる。	○日常の食事が地域の農林水産物と関連していることが理解できる。 ○地域の伝統や気候風土と深く結び付き、先人によって培われてきた多様な食文化があることが分かる。
	高学年	○日常の食事に興味・関心をもち、朝食を含め3食規則正しく食事をとることの大切さが分かる。	○栄養のバランスのとれた食事の大切さが理解できる。 ○食品をバランスよく組み合わせる簡単な献立をたてる事ができる。	○食品の安全に関心をもち、衛生面に気を付けて、簡単な調理をすることができる。 ○体に必要な栄養素の種類と働きが分かる。	○食事にかかわる多くの人々や自然の恵みに感謝し、残さず食べようとする事ができる。 ○残さず食べたり、無駄なく調理したりしようとする事ができる。	○マナーを考え、会話を楽しみながら気持ちよく会食をすることができる。	○食料の生産、流通、消費について理解できる。 ○日本の伝統的な食文化や食に関わる歴史等に興味・関心をもつことができる。

<p>中学校</p>	<p>○日常の食事に興味・関心をもち、食環境と自分の食生活との関わりを理解できる。</p>	<p>○自らの健康を保持増進しようとし、自ら献立をたて調理することができる。</p> <p>○自分の食生活を見つめ直し、望ましい食事の仕方や生活習慣を理解できる</p>	<p>○食品に含まれている栄養素や働きが分かり、品質を見分け、適切な選択ができる。</p>	<p>○生産者や自然の恵みに感謝し、食品を無駄なく使って調理することができる。</p> <p>○環境や資源に配慮した食生活を実践しようとすることができる。</p>	<p>○食事を通してより良い人間関係を構築できるよう工夫することができる。</p>	<p>○諸外国や日本の風土、食文化を理解し、自分の食生活は他の地域や諸外国とも深く結びついていることが分かる。</p>
------------	---	--	---	---	---	---

### 3 教科等における食に関する指導の評価の考え方

学習評価は、当該教科等の指導における、子供たちの学習状況を評価するものです。「子供たちにどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びにつなげることができるようにするために行うものです。

各教科等においては、それぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせ、三つの柱に沿った資質・能力の育成を目指し目標を示しています。関連する教科等において食に関する指導を行う場合には、当該教科等の目標がよりよく達成されることを第一義的に考え、その実現の過程に「食育の視点」を位置付け、意図的に指導することが重要です。教科等において食に関する指導を一層充実させることによって、学校として食育の充実につなげていくことが求められます。

これらのことを踏まえて、教科等における食に関する指導では、教科等の評価について、改訂された学習指導要領に基づいて「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で行うとともに、「食育の視点」に関しての評価は、学校における食育の推進を評価することを目的として、中央教育審議会答申（平成28年12月21日）で示された健康・安全・食に関わる資質・能力に沿った食に関する指導の目標（16ページ参照）に基づいて行います。したがって、学年段階別に整理した資質・能力（例）（21ページ参照）を参考にして、各学校の実態に応じて資質・能力の具体的な姿を示すことが大切です。

### 4 食育の推進体制

学校における食育は、栄養教諭が中心となって取り組まれることにはなりますが、食に関する具体的な指導は、各教科等の多様な場面において行われるものです。その学校の全教職員が十分に連携・協力して、食の指導に関わることにより、児童生徒に対して、継続的かつ効果的な指導を行うことができますようになります。

学校は一つの組織体であることから、指導を進めるためには体制づくりが必要です。そのためには、各学校における教育の方針や指導の重点などに食に関する指導を位置付けます。その上で、学校における食育を担当する委員会を明確にするなど、校務分掌に位置付け、食に関する指導の推進体制を整えることが重要です。その際には、次の二つの方法が考えられます。

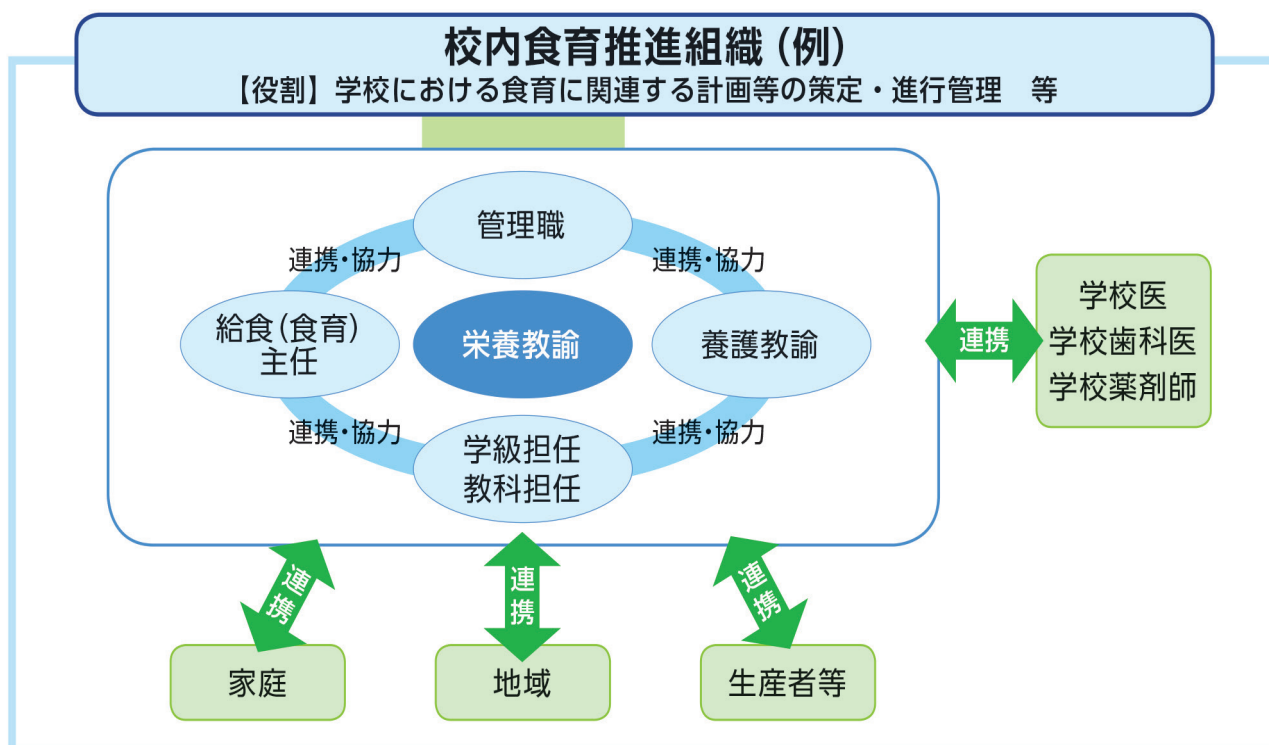
一つは、既存の組織を活用することです。各学校には既に学校保健委員会等が設置されています。これらの既存の組織と兼ねて設置する方法です。ここには、校長、保健主任、給食（食育）主任、養護教諭、関係する教師のほかに、学校医等も参加しており、専門的な助言を受けることができます。

もう一つは、食に関する指導を重点的に考え、推進していく専門委員会を新しく立ち上げる方法です。例えば「食育推進委員会」といったような組織が考えられます。新しい組織は、健康教育に関わる教職員を中心としつつ、学校の状況に応じて構成メンバーを選びます。

上記いずれかの方法により、担当する委員会においては、各教科等の指導計画や児童生徒の実態を踏まえつつ、栄養教諭が中心となって関係教職員と連携・協力しながら全体計

画を作成し、全教職員の共通理解の下に、効果的な指導を押し進めるといった組織的な取組が求められます。

図7



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」（文部科学省、平成29年3月）

## 5 食育推進のPDCA

各学校において食育を推進する際には、図8のように「計画(P)」「実践(D)」「評価(C)」「改善(A)」のPDCAサイクルに基づいて行います。PDCAサイクルに基づいて行うことで、よりよい食育を推進することが可能となります。詳しくは「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」(文部科学省、平成29年3月)に記載されています。

計画(Plan)とは、各学校や地域に適した食育を系統立てて実践するための準備の段階です。計画がこの後に続く、実践(Do)や評価(Check)を決めます。学校における食育を実践し、その実践を振り返って改善していくためには、目に見える形での評価、すなわち、数値での評価も重要ですが、そのためには、計画(Plan)の段階で、実態把握を行い、食に関する指導の目標や評価指標を決め、実態把握の結果(現状値)から評価指標及び目標値を設定する必要があります。

実践(Do)とは、計画で立てた内容を実践する段階です。実践の途中でも、計画で立てた目標の評価(Check)を行い、改善可能な課題を見つけた場合、年度途中であっても、計画を見直し・改善(Act)します。実践では、教師がそれぞれの立場で子供の変容をみとめることも大切です。そして、そのみとりは評価(Check)で生かしていくことになります。

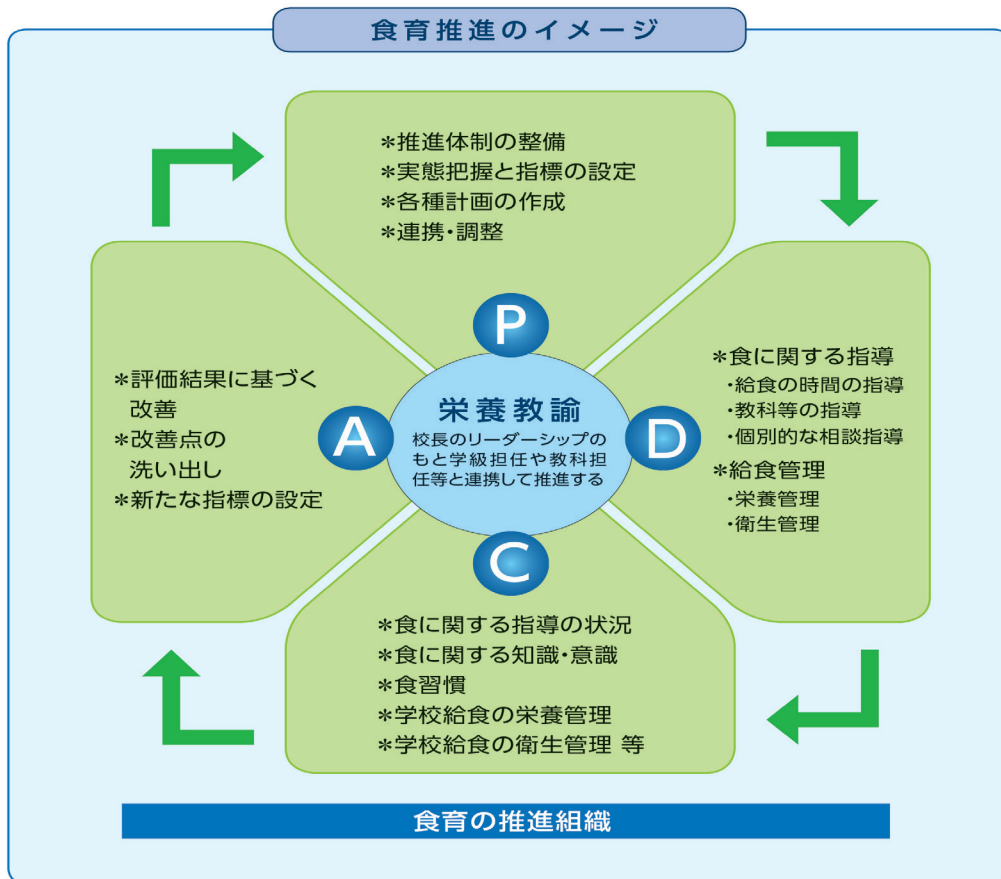
評価(Check)とは、計画で立てた食に関する指導の目標が達成できたかを確認する段階です。評価の目的は、家庭や地域とも連携しながら、実践した食育の内容を振り返り、



計画を改善し、子供たちのためにより良い食育を実践することです。

改善（Act）の目的は、評価（Check）の結果を踏まえて、計画や実践を見直し、より良い食育計画を作成することです。評価（Check）が年度ごとと実践の取組ごとの評価があるように、改善（Act）も、それぞれの評価に伴い、年度ごとと実践の取組ごとに実施されます。

図 8



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」（文部科学省、平成 29 年 3 月）